

報告事項 3

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年4月11日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告 岡崎市立小学校の教諭

被告 岡崎市、愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対して、連帯して金 160 万円及びこれに対する平成 27 年 10 月 23 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成 27 年 4 月 1 日から愛知県総合教育センターで指導改善研修を受けていた。同年 10 月 23 日、同研修中の所属校短期体験研修に参加した際に、所属校の校長及び教頭は、原告に向かって「こんなん、先生じゃないよ」などと原告の人格を否定するような発言をした。

(2) 主張の内容

校長及び教頭の発言は、原告の人格を著しく傷つける違法な行為であり、それにより原告は著しい精神的苦痛を受けた。その慰謝料は金 160 万円を下らない。

したがって、被告岡崎市に対しては、国家賠償法第 1 条第 1 項により、被告愛知県に対しては、同法第 3 条第 1 項により、連帯して金 160 万円の支払いを求める。